

昭和四十年通商産業省令第五十四号

電気関係報告規則

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六六条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。

二 「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ 一般送配電事業者又は配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出した電気の量との三十分を単位とした差

ハ 一般送配電事業者又は配電事業者が発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電等用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出した電気の量との三十分を単位とした差

ニ 一般送配電事業者又は配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出した電気の量との三十分を単位とした差

三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。

イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）。以下ロからトまでにおいて同じ。）

ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の（一）の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

ハ 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）。以下ロからトまでにおいて同じ。）

ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）。以下ロからホまでにおいて同じ。）

ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）。以下ロからトまでにおいて同じ。）

ヘ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアンペア以上のものに限る。）。以下ロからトまでにおいて同じ。）

ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

チ 送電線路に属するものにあつては、電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）及び支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）

リ 需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電氣的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）

四 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生することをいう。

五 「破損事故」とは、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することを含む。

六 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故（部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある場合を除く。）をいう。

七 「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の使用が停止し、又は電気の使用が制限されることにより電気の使用が停止し、又は電気の使用が制限する直前と直後との供給電力の差をいう。

八 「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の使用が停止し、又は電気の使用が制限する直前と直後との供給電力の差をいう。

九 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。

十 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないことをいう。

十一 「放電支障事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はその運転を停止しなければならないことをいう。

十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

十三 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

（定期報告）

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一 発電電月報	電気事業者	様式第二	翌々月十五日	経済産業大臣
二 設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第四項第一号、第二号及び第五号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	経済産業大臣
三 一般用電気工作物調査年報	法第五十七条第一項の調査を実施した者及び登録調査機関	様式第五	五月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）
四 電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第八	七月末日	経済産業大臣
五 自家用発電所等運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電等用電気工作物を除く。）を設置する者	様式第九	四月末日及び十月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）

六	ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣
七	電力取引報	様式第十一の表ごとに別表の報告対象者の欄に掲げる者	様式第十一	様式第十一の表ごとに別表の報告対象者の欄に掲げる期限	委員会
八	卸電力取引所報	卸電力取引所	様式第十二	翌日十五時	委員会
九	溶接自主検査年報	溶接自主検査を実施した電気工作物を設置する者（認定高度保安実施設置者を除く。）	様式第十二の二	六月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十	特定卸供給関係取引月報	一般送配電事業者及び配電事業者	様式第十二の三	翌々月十五日	経済産業大臣
十一	市町村別発電年報	一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者	様式第十二の四	六月末日	経済産業大臣
十二	市町村別需要年報	一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者	様式第十二の五	六月末日	経済産業大臣
十三	特定計量関係取引年報	法第三十三条の二第一項の特定計量をする者	様式第十二の六	五月末日	経済産業大臣

（大規模契約解約等の報告）

第二条の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合の欄に掲げる場合には、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、経済産業大臣に提出しなければならない。

報告を要する場合

一	その締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前後九十日以内の大規模契約様式十の七	報告書名	様式番号	報告期限
間、次の各号に掲げる契約の区分に応じて当該各号に定める数以上の契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行うとする場合	書	様式十の七	解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで	
イ 低圧需要に係る小売供給に関する契約 一万				
ロ 高圧需要に係る小売供給に関する契約 三百				
ハ 特別高圧需要に係る小売供給に関する契約 十				
二 次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者がその事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する場合				
イ 周知を開始する日の前日において締結している低圧需要に係る小売供給に関する契約の数が一万以上又はこれらの契約に係る販売電力量（周知を行う日の属する月の前々月の販売電力量をいう。以下この号において同じ。）が四百万キロワットアワー以上	大規模休廃様式十の八	その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する日の前日から起算して七日前の日まで		
ロ 周知を開始する日の前日において締結している高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が三百以上又はこれらの契約に係る販売電力量が八百万キロワットアワー以上				
ハ 周知を開始する日の前日において締結している特別高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が十以上又はこれらの契約に係る販売電力量が五百万キロワットアワー以上				

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された報告書の写しを委員会に送付しなければならない。

（事故報告）

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先
----	-----

一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療電気工作物の設置の場所電気工作物の設置の場を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安	電気事業者 自家用電気工作物を設置する者
二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）	部長 監督部長

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故			
四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故			
イ 出力九十万キロワット未満の水力発電所			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
ロ 火力発電所（汽力、ガスタービン（出力千キロワット以上のものに限る。）、内燃力（出力一万キロワット以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）における発電設備（発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。）（ハに掲げるものを除く。）			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力千キロワット未満のもの（ボイラーに係るものを除く。）			
ニ 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所			
ホ 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所			
ヘ 出力二十キロワット以上の風力発電所			
ト 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアンペア以上の蓄電所			
チ 電圧十七万ボルト以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては十万ボルト以上）三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）			
リ 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路（直流のものを除く。）			
ヌ 電圧一万ボルト以上の需要設備（家用電気工作物を設置する者に限る。）			
五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。）			経済産業大臣
イ 出力九十万キロワット以上の水力発電所			
ロ 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所			
ハ 電圧三十万ボルト（直流にあつては電圧十七万ボルト）以上の送電線路			
六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電障害事故			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
七 出力十万キロワット以上の蓄電所に係る七日間以上の放電障害事故			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
八 供給障害電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給障害事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給障害電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給障害事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十二号に掲げるものを除く。）			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
九 供給障害電力が十万キロワット以上の供給障害事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）			経済産業大臣
十 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給障害電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給障害を生じた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給障害電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給障害を生じた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
十一 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給障害電力が十万キロワット以上の供給障害を生じた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの			経済産業大臣
十二 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給障害を生じた事故			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長
十三 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故			電気工作物の設置の場所 を管轄する産業保安監督所を管轄する産業保安監督部長

十四 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故

電気工作物の設置の場所
を管轄する産業保安監督所
を管轄する産業保安監督部長
を管轄する産業保安監督部長

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第八号から第十三号までに掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

第三条の二 小規模事業用電気工作物を設置する者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）
- 二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）
- 三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）
- 四 小規模事業用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに氏名、事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合は、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七号第一項の認可又は法第四十八号第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合

二 大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する電気工作物の使用又は管理の方法であつて一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合

届出期限

届出事項

届出先

経済産業大臣（出力九十万キロワット未満の水力発電所に属する電気工作物、火力発電所に属する電気工作物、蓄電所に属する電気工作物、電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流）未満の送電線路に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流）未満の電力系統に係る保安通信設備に属する電気工作物又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第六号に掲げる場合にあつては、当該発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる

二の二 大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合 三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第九号及び第十七号の四において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十二号、第十三号及び第十八号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排水水（以下「排水水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは排水若しくは排水の系統を変更する場合 五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合 五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。） 七 現に設置している電気工作物がばい煙発生施設となつた場合においてばい煙を大気中に排出する場合	八 現に設置している電気工作物が一般粉じん発生施設になつた場合 八の二 現に設置している電気工作物が水銀排出施設になつた場合	九 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排水水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合	三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては電気工作物がばい煙発生施設及び使用の方法並びにばい煙設となつた日から、第八号の二に掲げる場合にあつては電気工作物が水銀排出施設となつた日から、第九号構造並びに使用及び管理の方に掲げる場合にあつては電気工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十二号に掲げる場合にあつては電気工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十二号に掲げる場合にあつては電気工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内	汚濁負荷量の測定手法に係る事項 当該変更に係る事項 ばい煙発生施設の種類の、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法 一般粉じん発生施設の種類の、構造並びに使用及び管理の方に係る事項 水銀排出施設の種類の、構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法 特定施設の種類の、構造及び使用の方法並びに大気基準適用の方法並びにダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内 水質基準対象施設（同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては当該水質基準対象施設
---	--	---	---	--

る場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）

十 水質基準対象施設が大気基準適用施設となつた場合		から排出される汚水又は廃液の処理の方法	
十一 大気基準適用施設が水質基準対象施設となつた場合		大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	
十二 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合において排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合		水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	
十二の二 現に設置している電気工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた場合		特定施設の種類、構造、設備（当該特定施設が水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量（指定地域内事業場にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統	
十三 特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第二項に規定する指定地域となつた場合において当該特定施設が排水を排出する場合	水質汚濁防止法第四条の二第二項の排水の排水系統別の汚染状態及び量	有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	
十四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合	地域を定める政令の施行の日から六十日以内	特定施設の種類の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	当該発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十五 振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合		特定施設の種類の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	
十六 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するもの	電変更又は廃止の後遅滞なく	変更のあつた事項（電気事業法第九條第二項（法第六の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）の項の変更に限る。）法第二十七條の十二において準用する	

当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合

十七 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第五号の二の電気工作物を廃止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。） 十七の二 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合		当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の二の二 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合	事故の発生後直ちに	当該廃止に係る事項	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の三 ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の発生後直ちに	事故の状況	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七の四 特定施設に該当する電気工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合 十八 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域（次号及び第十八号の三において「公共用水域」という。）に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことににより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の発生後直ちに	事故の状況及び講じた措置の概要	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十八の二 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことににより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合			
十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことににより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合			

（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出）

第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長（次項において「管轄産業保安監督部長」という。）へ届け出なければならない。

届出を要する場合

一 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）

二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

三 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合

四 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

（家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告）

第五条 家用電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一 発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合（法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。）

二 発電所、蓄電所、変電所その他の家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合

（卸電力取引所の会員の変更の報告）

第六条 卸電力取引所は、卸電力取引所の会員に変更があつた場合には、遅滞なく、様式第十四の取引会員情報を委員会に報告しなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行し、第二条第一項の表第十号、第十三号および第十六号ならびに第四条第一項の表第三号および第四号については提出期限が昭和四十年八月一日以後である報告書から、第二条第一項の表第十七号および第十八号については提出期限が昭和四十年十二月一日以後である報告書から適用する。

2 電気に関する定期報告規則（昭和二十八年通商産業省令第十八号。以下「旧規則」という。）電気事故関係報告規則（昭和三十七年通商産業省令第四十七号）および電力用炭の代金債務を消滅させる場合等に関する報告に関する省令（昭和三十八年通商産業省令第百八号）は、廃止する。

附 則 （昭和四十二年六月一日通商産業省令第五十四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年七月一日通商産業省令第七十八号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十三年十一月三〇日通商産業省令第一二二号） 抄

この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則 （昭和四十五年三月二七日通商産業省令第一五号） 抄

この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十六年四月一日通商産業省令第三二号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十六年六月二四日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十七年八月二八日通商産業省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月三日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号）
この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

2 この省令の施行後最初に提出するダム漏水状況報告及びばい煙量等測定四半期限については、改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五十二年一月二日通商産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十一月一日通商産業省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三十一日通商産業省令第九号）

1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和五十五年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発受電月報、第三水曜日電力需給四半期限、電灯電力需要月報及びばい煙量等測定四半期限であつて同項の規定による報告期限が同年四月三十日であるもの、同項の表に掲げる建設工事実施状況月報であつて同項の規定による報告期限が同年四月二十日であるもの、同項の表に掲げる設備資金年報であつて同項の規定による報告期限が同年六月三十日であるもの並びに同項の表に掲げる電気事故年報であつて同項の規定による報告期限が同年五月三十一日であるものについては、なお従前の例による。

3 改正前の第三条第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故であつて速報及び詳報の報告期限が改正後になるものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年八月二〇日通商産業省令第五十四号）

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十一月二六日通商産業省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月九日通商産業省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二八日通商産業省令第一六号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月一八日通商産業省令第二七号）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第一項の表第一号については、報告期限が昭和六十三年六月一日以後である報告書から適用する。

2 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和六十三年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発受電月報、電灯電力需要月報、ダム漏水状況報告、ばい煙量等測定四半期限及び周波数測定四半期限であつて同項の規定による報告期限が同年四月三十日であるもの、同項の表に掲げる建設工事実施状況月報であつて同項の規定による報告期限が同年四月二十日であるもの並びに同項の表に掲げる一般用電気工作物調査年報、貯水池及び調整池土砂たい積状況年報並びに需要家停電期報であつて同項の規定による報告期限が同年五月三十一日であるものについては、なお従前の例による。

3 改正前の第四条第一項の表に掲げる貯水池および調整池土砂たい積状況年報であつて同項の規定による報告期限が昭和六十三年五月三十一日であるもの並びに同項の表に掲げるダム漏水状況報告及びばい煙量等測定四半期限であつて同項の規定による報告期限が同年四月三十日であるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月二日通商産業省令第五十四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の電気関係報告規則の規定は、平成元年七月一日から適用する。

附 則（平成元年八月三十一日通商産業省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月二八日通商産業省令第六三号）

この省令は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則（平成三年五月九日通商産業省令第二七号）

1 この省令は、平成三年五月十五日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年六月二六日通商産業省令第三〇号）

1 この省令は、平成三年六月三十日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月三十一日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日通商産業省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一〇月一八日通商産業省令第七九号）

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の電気関係報告規則第二条、第四条、第七条及び第八条の規定は、報告期限が平成八年八月一日以後である報告書の提出から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、報告期限が当該各号に掲げる日以後である報告書の提出から適用する。

一 第二条第一項の表第四号及び第五号に係る部分 平成八年四月一日

二 第二条第一項の表第二号及び第八号並びに第四条の表第三号に係る部分 平成八年五月一日

3 この省令の施行日前の事項に関する報告書の提出については、この省令による改正前の電気関係報告規則（以下「旧規則」という。）第二条、第四条、第七条及び第八条の規定（第二条第一項の表第三号、第四号、第七号、第九号、第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号並びに第四条の表第四号に係る部分を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

4 この省令の施行日前に発生した旧規則第三条第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二九日通商産業省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月三日通商産業省令第一〇九号）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月一四日通商産業省令第五号）

この省令は、平成十二年一月十五日から施行する。

附 則（平成一二年八月二日通商産業省令第一四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三〇八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日経済産業省令第四四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号）附則第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第九条の規定による改正前の電気事業法第五十二条第一項の規定による検査の申請がされた機械又は器具の検査及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年通商産業省令第六十九号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項及び第五十四条第一項の検査を指定検査機関が行ったときは、この省令による改正前の電気関係報告規則第二条第一項の定期報告については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年六月二九日経済産業省令第一七九号）

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一五日経済産業省令第二〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に第四条の表第十五号の二の届出を要する場合の欄中に規定する別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを設置している者に対する同号の規定の適用については、同号中「あらかじめ」とあるのは、「電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成十三年経済産業省令第二百五号）の施行の日から一年以内に」とする。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定（第十条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一日経済産業省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行後最初に提出する改正後の電気関係報告規則（以下この条において「新規則」という。）第二条の表第一号に掲げる発受電月報及び同表第七号に掲げる自家用発電所運転半期報については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に発生したこの省令による改正前の電気関係報告規則第三条第一項の表に掲げる事故に係る報告については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月三日経済産業省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行後最初に提出するこの省令による改正後の電気関係報告規則（以下「新規則」という。）第二条の表第一号に掲げる発受電月報及び同表第五号に掲げる自家用発電所運転半期報については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に終了する事業年度の会計に係るこの省令による改正前の電気関係報告規則第二条の表第三号に掲げる会計期報並びに同表第四号に掲げる特定電気事業固定資産及び営業収支年報については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月二一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号）

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一七年一一月二二日経済産業省令第一一四号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一八年六月二二日経済産業省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二〇日経済産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月一九日経済産業省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日経済産業省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気関係報告規則第二条の表第一号及び同条の表第五号については、報告期限が平成二十二年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附 則（平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一日経済産業省令第四四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年四月一日経済産業省令第二〇号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、報告期限が平成二十五年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附 則（平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月四日経済産業省令第九号）

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十八日経済産業省令第四〇号）

(施行期日)

1 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年四月二十八日経済産業省令第六七号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(定期報告)

2 みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、翌々月末日までに、附則様式のみなし小売電気事業者報を電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない。

附則様式

(附則第2条関係)

附則様式（附則第2条関係）

特定小売供給約款の契約状況

年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月分

みなし小売電気事業者名

1. 新規契約及び解約件数

変更内容		件数
新規契約	再点	
	新設	
解約	廃止	
	撤去	

2. 月間の契約変更件数

種別	変更前	変更後	件数
自社内変更	特定小売供給	その他の小売供給	
	その他の小売供給	特定小売供給	
離脱	特定小売供給	その他の小売電気事業者からの供給	
受入	その他の小売電気事業者からの供給	特定小売供給	

- 備考
- 1 再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。
 - 2 新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。
 - 3 廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。
 - 4 撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。
 - 5 その他の小売供給とは、当該みなし小売電気事業者が供給する、特定小売供給以外の小売供給をいう。
 - 6 その他の小売電気事業者とは、当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。
 - 7 検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行っている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて

月ごとの合計値を算出して記載すること。

8 1. 及び 2. の件数の欄には、報告月の月ごとの合計を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附則（平成二八年九月二三日経済産業省令第九一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二八年九月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

附則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定卸供給の要件に関する省令の廃止）

第二条 特定卸供給の要件に関する省令（平成二八年経済産業省令第九十九号）は、廃止する。

（工事計画の届出に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に法第五十二条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、第一条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三〇号）抄

1 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。次項において「改正後報告規則」という。）第二条の表第十一の項及び第十二の項の規定については、報告期限が令和四年七月一日以後である報告から適用する。

2 改正後報告規則第二条の表第十三の項の規定については、報告期限が令和四年六月一日以後である報告から適用する。

附則（令和四年三月三一日経済産業省令第二五号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月二一日経済産業省令第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附 則 （令和四年十一月三〇日経済産業省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

（報告に係る経過措置）

第五条 この省令の施行前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年二月一四日経済産業省令第九六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

附 則 （令和五年三月一〇日経済産業省令第九九号）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省令第一一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （令和五年三月三一日経済産業省令第一四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（電気関係報告規則に関する経過措置）

第三条 施行日から令和五年四月七日までの間にその締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者に対する第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第一号の適用については、同号の報告期限の欄中「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで」とあるのは、「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行った日から起算して七日以内」と読み替えるものとする。

第四条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第二号の規定は、令和五年四月八日以後に小売電気事業者又は小売供給を休止又は廃止する旨の周知をさせようとする者に適用し、当該日前に小売電気事業者又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年七月五日経済産業省令第三五五号）

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月一四日経済産業省令第五七〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称		報告対象者	報告期限
第一表	販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
第二表	低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日
第三表―一	再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
第三表―二	再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
第四表	インバランス発生実績	一般送配電事業者及び配電事業者	翌々月末日
第五表	電気事業者の契約状況	一般送配電事業者及び配電事業者	翌々月末日

様式第2(第2条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
小売電気事業者	
一般送配電事業者	
送電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	
発電事業者	
特定卸供給事業者	

第1表 発受電月報(全電気事業者の総括表)

年 月分 事業者名

種別				発電所等数	最大出力(kW)	電力量(10 ³ kWh)
供給電力	自 社 発 電 等	水力発電所	一般			
			揚水式			
			計			
		火力発電所	石炭			
			L N G			
			石油			
			L P G			
			その他ガス			
			歴青質混合物			
			その他			
			計			
		原子力発電所				
		新エネルギー等 発電所等	風力			
			太陽光			
			地熱			
			バイオマス	[]	[]	[]

		廃棄物	[]	[]	[]
		蓄電池			
		計			
	その他				
	計				
	他社送受電電力量の差引合計				
	自社余剰計				
	揚水式発電所の揚水用動力				
	蓄電池の充電電力				
	発受電計				
	自家消費計				
	送電端供給力				
	需要電力量				

- 備考 1 自社発電等の火力発電所の発電所数、最大出力及び電力量の欄には、火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを計上すること。
- 2 自社発電等の新エネルギー等発電所等の計の発電所等数及び最大出力の欄には、風力、太陽光及び地熱の発電所数並びに蓄電所数並びに最大出力の合計を記載する。また、バイオマス及び廃棄物の発電所数及び最大出力の欄には、専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合には、自社発電等の火力発電所の欄に記載する発電所数及び最大出力のうち、バイオマス及び廃棄物に係る発電所数及び最大出力を〔 〕を付して再掲すること。
- 3 自社発電等の新エネルギー等発電所等の計の電力量の欄には、風力、太陽光、地熱及び蓄電池の電力量の合計を記載する。また、バイオマス及び廃棄物の電力量の欄には、自社発電等の火力発電所の電力量の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る電力量を〔 〕を付して再掲すること。
- 4 他社送受電電力量の差引合計の欄には、第4表の差引電力量の合計の値を記載すること。
- 5 自社余剰計の欄には、自社の自家用電気工作物で発電した電気のうち電気事業の用に供した電力量の合計値を記載すること。
- 6 自家消費計の欄には、自社発電等の欄に記載した電力量のうち自家消費及び特定供給に使用した電力量の合計値を記載すること。
- 7 発受電計の欄には、自社発電等、他社送受電電力量の差引合計、自社余剰計、揚水式発電所の揚水用動力及び蓄電池の充電電力の欄に記載した電力量の合計値を記載すること。
- 8 送電端供給力の欄には、発受電等計の欄に記載した電力量から自家消費計の欄に記載した電力量を差し引いた電力量を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 発受電月報(全電気事業者の都道府県別・電源種別発電等実績)

年 月分		事業者名		
都道府県名	種 別	発電所等数	最大出力 (kW)	電力量 (10 ³ kWh)
	水力発電所			
	火力発電所			
	原子力発電所			
	新エネルギー等発電所等	風 力		
		太 陽 光		
		地 熱		
		バ イ オ マ ス	[]	[]
		廃 棄 物	[]	[]
		蓄 電 池		
		計		
	そ の 他			
	合 計			

備考 1 第1表の自社発電等の欄に記載した発電所及び蓄電所について都道府県別に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 発受電月報(全電気事業者の火力発電用燃料消費実績)

年 月分		事業者名				
燃 料 種 別	受 入 量 (10 ³ m ³ 、 kl、t)	消 費 量 (10 ³ m ³ 、kl、t) 上段：湿炭 下段：乾済	(払 出 量) 雑 用	発 熱 量 (kJ/m ³ 、 kJ/l、 kJ/kg)	月 末 貯 蔵 量 (10 ³ m ³ 、kl、t)	棚 卸 等
石炭						
重油	A重油					
	B・C重油					
	その他重油					
原油						

天然ガス液						
軽油						
灯油						
LPG						
LNG						
歴青質混合物						
バイオマス						
廃棄物						
廃食油						
残渣油(アスファルト)						
天然ガス						
COG						
高炉ガス						
転炉ガス						
混合ガス						
製油所ガス						
都市ガス						
その他ガス						
その他						

備考 1 受入量、消費量、発熱量及び月末貯蔵量は、 m^3 又は kJ/m^3 で表す場合にあつては、温度0度、圧力1気圧の状態に換算した値とすること。

2 石炭の受入量及び月末貯蔵量は湿炭、消費量は湿炭及び乾炭の数値を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 発受電月報(全電気事業者の送受電実績)

		年 月分	事業者名 _____		
事業者別	電 源 種 別	燃料種別 又は 原動力種別	受 電 電力量 (10^3kWh)	送 電 電力量 (10^3kWh)	差 引 電力量 (10^3kWh)
電気事業者					
電気事業者以外	水 力 発 電				
	火 力 発 電	石 炭			
		L N G			
		石 油			

の 事 業 者		L P G			
		そ の 他 ガ ス			
		歴 青 質 混 合 物			
		計			
	新エネルギー等	風 力			
		太 陽 光			
		地 熱			
		バ イ オ マ ス	[]		[]
		廃 棄 物	[]		[]
		蓄 電 池			
		計	[]		[]
	そ の 他				
	計				
	合 計				

備考1 電気事業者以外の事業者の受電電力量の欄には、電源種別及び燃料種別又は原動力種別に記載すること。

2 燃料種別の受電電力量の欄には、火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれを計上すること。

3 バイオマス及び廃棄物の受電電力量の欄には、火力発電の受電電力量の欄に記載する受電電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る受電電力量をそれぞれ [] を付して再掲すること。

4 受電電力量における新エネルギー等の計の欄には、風力、太陽光及び地熱の受電電力量の合計を記載し、火力発電の欄に記載する受電電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る受電電力量の合計を [] を付して再掲すること。

5 バイオマスの受電電力量の欄及び受電電力量における新エネルギー等の計の欄に再掲するバイオマスに係る受電電力量は、確定値を記載できない場合には暫定的な受電電力量を記載しても差し支えない。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5表(1) 発受電月報

電灯電力等需要実績(小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者の用途別電力需要実績)

		年 月分		事業者名	
種 類		需 要 数		使用電力量 (10 ³ kWh)	備考
		契 約 口 数	契 約 k W 数		
需 灯	定 額 電 灯				
	従 量 電 灯 A ・ B				

需 要			C						
		臨 時 電 灯							
		農 事 用 電 灯							
		公 衆 街 路 灯							
		電 灯 計							
		低 圧 電 力							
	電 力 需 要	そ の 他 電 力	臨 時 電 力						
			農 事 用 電 力						
			業 務 用 電 力						
			高 圧 電 力 A ・ B						
			そ の 他 電 力 計						
		電 力 計							
特 定 需 要 計									
最 終 保 障 需 要	特 別 高 圧								
	高 圧								
	最 終 保 障 需 要 計								
離 島 需 要	特 別 高 圧								
	高 圧								
	低 圧	電 灯							
		電 力							
		低 圧 計							
	離 島 需 要 計								
そ の 他 需 要	特 別 高 圧								
	高 圧								
	低 圧	電 灯							
		電 力							
		低 圧 計							
	そ の 他 需 要 計								
合 計									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5表(2) 発受電月報

電灯電力等需要実績(小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者の都道府県別電力需要実績)

年 月分

事業者名 _____

都道府県名	種 類	契 約 口 数	使 用 電 力 量 (10 ³ kWh)	備 考
	特 定 需 要 計			
	特 定 需 要 以 外 の	特 別 高 圧		
		高 圧		
		低 圧		
		計		
	合 計			

備考 1 第5表(1)で記載した契約口数、使用電力量を都道府県別に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5表(3) 発受電月報(全電気事業者の自家消費実績)

年 月分

事業者名

種 類	需 要 数		使 用 電 力 量 (10 ³ kWh)
	契 約 口 数	契 約 kW 数	
特 定 供 給			
計			
自 家 消 費			
合 計			

備考 1 第1表の供給力の自家消費計の欄に記載した電力量について記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第2条関係) (平16経産令27・全改、令元経産令17・一部改正)

一般用電気工作物調査年報 年度	
事業者名	
1 竣工調査実施状況	
調 査 実 施 総 需 要 家 数	
登録調査機関へ調査を委託した需要家数	
調 査 実 施 需 要 家 数	
調 査 不 能 需 要 家 数	
通 知 需 要 家 数	
再 調 査 実 施 需 要 家 数	
再調査における通知需要家数	
2 定期調査実施状況	
総 需 要 家 数	
調 査 実 施 総 需 要 家 数	
登録調査機関へ調査を委託した需要家数	
調 査 予 定 需 要 家 数	
調 査 実 施 需 要 家 数	
調 査 不 能 需 要 家 数	
通 知 需 要 家 数	
再 調 査 実 施 需 要 家 数	
再調査における通知需要家数	
備考	
1 竣工調査とは一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事が完成した時に行う調査、定期調査とは4年に1回以上行う調査、再調査とはこれらの調査の結果、法第57条第2項の規定による通知をした後再び行う調査をいい、各調査実施状況についてそれぞれ記載すること。	
2 登録調査機関にあつては、調査実施総需要家数、総需要家数及び登録調査機関へ調査を委託した需要家数の欄には記入しないこと。	
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第8（第2条関係）

電 気 保 安 年 報
第1表 電気事故件数総括表

年度分										事業者名																		
事故の種類 供給支障		電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						供給支障（被害なし）	発電支障又は放電支障				電気事業法第106条に基づくその他の事故報告				事故総件数		
		有	無	計	有	無	計	有	無	計	主要電気工作物			その他の工作物				有	有	無	計	有	無	計	有	無	計	
事故発生箇所	水 力																											
	火 力																											
	燃料電池																											
	太陽電池																											
	風 力																											
	計																											
蓄電所																												
変電所	特 別 型																											
	地 中 型																											
	計																											
	高 圧 型																											
高圧配電線路	地 中 型																											
	計																											
	低圧配電線路																											
需要設備																												
他社事故波及（被害なし）																												
合 計																												
他（社）事故発生場所	電気事業者																											
	自家用電気工作物を設置する者																											

備考 1 発電支障事故及び放電支障事故は、電気関係報告規則第3条に規定する事故について記載すること。
2 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3 「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第3条に掲げる事故以外に大臣又は産業保安監督部長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 水力発電所（水力設備）事故被害数表

原因 被害箇所		年度分																事業者名：		
		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	水雪	雷	地震	水害	山・崩雪れ崩	方垣・のりス・	作過業者の失	公意衆・の過放失	樹木接触	鳥獣接触	自他社			
貯水池・調整池	ダム																			
	取水設備																			
	沈砂池																			
	導水路																			
	ヘッドタンク・サージタンク																			
	水圧管路																			
	放水路																			
	制水弁・制水門																			
	案内羽根																			
	ランサ																			
水	ノズル																			
	バケット																			
	ケーシング																			
	吸出管																			
	主軸																			
	軸受																			
	调速装置																			
	制圧機																			
	圧油・潤滑油装置																			
	継手																			
車	自動制御装置																			
	計																			
	給排水装置																			
	揚水発電所の揚水用ポンプ																			
	小水車																			
	建物																			
	その他																			
	合計																			

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第3表 水力発電所（電気設備）事故被害数表

年度分

事業者名：

原 因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触	他事故波及	そ の 他		不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 他 社 社	そ の 他	合 計
発 電 機	電 機 子 巻 線																		
	界 磁 巻 線																		
	軸 受																		
	励 磁 装 置																		
	そ の 他																		
	計																		
主 要 変 圧 器	巻 線																		
	ブ ッ シ ン グ																		
	冷 却 装 置																		
	電 圧 調 整 装 置																		
	そ の 他																		
	計																		
	調 相 機																		
	接 地 装 置																		
	避 雷 器																		
	電力用コンデンサー																		
	分路リアクトル																		
	誘導電圧調整器																		
	負荷時電圧調整器																		
	油 入 遮 断 器																		
	がいし型遮断器																		
	空 気 遮 断 器																		
	磁 気 遮 断 器																		
	ガ ス 遮 断 器																		
	そ の 他 遮 断 器																		
	開 閉 器																		
	断 路 器																		
	所 内 変 圧 器																		
	起 動 用 変 圧 器																		
	非常用予備発電装置																		
	計 器 用 変 成 器																		
	計 器 ・ 継 電 器 類																		
	主 要 回 路																		
	補 助 回 路																		
	制 御 回 路																		
	制 御 電 源 装 置																		
	そ の 他																		
	合 計																		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(1) 火力発電所（汽力設備）事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分																事業者名：				燃 料 不 良	そ の 他	不 明	合 計		
		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及											
		製作 不完全	施工不 完全	保守不 完全	自然 劣化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山崩 れ・ 雪	崖・ 土石・ ガ	作業 者の 過失	過公 衆の 故意・ 過失	樹 木 接触	鳥 接触	自 他	自 他									
燃 料 設 備 (石炭)	運搬設備 その他																										
燃 料 設 備 (重油・原油)	貯蔵設備 その他																										
燃 料 設 備 (液化ガス)	貯蔵設備 その他																										
燃 料 設 備 (その他ガス)	貯蔵設備 その他																										
その 他 燃 料 設 備																											
燃 焼 用 機 器																											
灰 じ ん 輸 送 装 置																											
給 水 設 備	給 水 ポ ン プ																										
	給水・ダクト水処理設備 その他																										
熱 交 換 器																											
配 管 設 備	主蒸気管・主給水管 蒸気だめ その他																										
	胴・管 寄 せ 管 水 漏 れ 熱 断 熱 耐火 節 炭 その他																										
ボ イ ラ ー	胴・管 寄 せ 管 水 漏 れ 熱 断 熱 耐火 節 炭 その他																										
	胴・管 寄 せ 管 水 漏 れ 熱 断 熱 耐火 節 炭 その他																										
独立過熱器																											
独立貯蔵器																											
独立節炭器																											
空 気 予 熱 器																											
通 風 設 備																											
空 気 ・ ガ ス 圧 縮 設 備	空気圧縮機・空気だめ ガス圧縮機・ガスだめ その他																										
	空気圧縮機・空気だめ ガス圧縮機・ガスだめ その他																										
ば い 煙 処 理 設 備																											
排 水 処 理 設 備																											
腐 蝕 物 廃 却 設 備																											
蒸 気																											
タービン	ケーシング 隔板・円板・羽根 主軸 軸受 調速装置 潤滑油装置 その他																										
	ケーシング 隔板・円板・羽根 主軸 軸受 調速装置 潤滑油装置 その他																										
復 水 設 備	復水器 ポンプ その他																										
	復水器 ポンプ その他																										
冷 却 塔 ・ 冷 却 水 路																											
自 動 制 御 装 置																											
建 物																											
そ の 他																											
合 計																											

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。
2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(2) 火力発電所（ガスタービン設備）事故被害数表
年度分

事業者名：

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害							故意・過失		他物接触	他事故波及	燃 料 不 良	そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	暴 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 他 社	他 社		
燃料設備	貯 蔵 設 備																			
	運 搬 設 備																			
	そ の 他																			
	計																			
燃 焼 用 機 器																				
熱 交 換 器																				
配 管 設 備																				
作動用空気加熱器																				
燃焼用空気予熱器																				
ガ ス 発 生 機																				
通 風 設 備																				
空圧 気 縮 ・ ガ ス 備	空圧圧縮機・空気だめ																			
	ガス圧縮機・ガスだめ																			
	そ の 他																			
	計																			
ガ ス タ ー ビ ン	ケ ー シ ン グ																			
	隔 板 ・ 円 板 ・ 羽 根																			
	主 軸																			
	軸 受																			
	調 速 装 置																			
	潤 滑 油 装 置																			
ガ ス タ ー ビ ン	そ の 他																			
	計																			
自動制御装置																				
建 物																				
そ の 他																				
合 計																				

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(3) 火力発電所（内燃力設備）事故被害数表
年度分

事業者名：

原 因 被害箇所		設備不備			保守不備			自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃 料 不 良	そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷 震	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	嵐 ・ ちり ・ ガス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社					
燃 料 設 備																							
内 燃 機 関	機 関 本 体																						
	調 速 装 置																						
	潤 滑 油 装 置																						
	そ の 他																						
	計																						
空気だめ・空気圧縮機																							
通 風 設 備																							
冷 却 水 設 備																							
自 動 制 御 装 置																							
建 物																							
そ の 他																							
合 計																							

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別： 〕
 年度分 事業者名： 〃

原 因 被害箇所	設備不備 製作不完 全	施工不完 全	保守不備 保守不完 全	自 然 災 害 自 然 劣 化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	故意・過失 作業者の過失	公衆の故意・過失	他物接触 樹木接触	鳥 獣 接 触	他事故波及 自 他 社 社	そ の 他	不 明	合 計
発 電 機	電機子巻線																		
	界磁巻線																		
	軸受																		
	励磁装置																		
	その他の																		
	計																		
主 要 変 圧 器	巻線																		
	ブッシング																		
	冷却装置																		
	電圧調整装置																		
	その他の																		
	計																		
調 相 機																			
接 地 装 置																			
避 雷 器																			
電力用コンデンサー																			
分路リアクトル																			
誘導電圧調整器																			
負荷時電圧調整器																			
油入遮断器																			
がいし型遮断器																			
空気遮断器																			
磁気遮断器																			
ガス遮断器																			
その他遮断器																			
開 閉 器																			
断 路 器																			
所内変圧器																			
起動用変圧器																			
非常用予備発電装置																			
計器用変成器																			
計器・継電器類																			
主 要 回 路																			
補 助 回 路																			
制 御 回 路																			
制 御 電 源 装 置																			
そ の 他																			
合 計																			

備考1 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第6表 太陽電池発電所 事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分														事業者名：										そ の 他	不 明	合 計
		設備不備		保守不備		自 然 現 象							故意・過失		他物接触		他事故波及											
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩・ ちり・ ガス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社										
太 陽 電 池																												
主 要 変 圧 器	巻 線																											
	ブッシング																											
	冷 却 装 置																											
	電圧調整装置																											
	そ の 他																											
計																												
調 相 機																												
接 地 装 置																												
避 雷 器																												
電力用コンデンサー																												
分路リアクトル																												
限流リアクトル																												
誘導電圧調整器																												
負荷時電圧調整器																												
負荷時電圧位相調整器																												
周波数変換機器																												
整 流 機 器																												
逆 変 換 装 置																												
油 入 遮 断 器																												
がいし型遮断器																												
空 気 遮 断 器																												
磁 気 遮 断 器																												
ガ ス 遮 断 器																												
そ の 他 遮断器																												
開 閉 器																												
断 路 器																												
所 内 変 圧 器																												
起 動 用 変 圧 器																												
非常用予備発電装置																												
計 器 用 変 成 器																												
計 器 ・ 継 電 器 類																												
主 要 回 路																												
補 助 回 路																												
制 御 回 路																												
制 御 電 源 装 置																												
集 電 箱																												
そ の 他																												
合 計																												

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

原因 被害箇所		年度分										事業者名：					その他	不明	合計
		設備不備		保守不備		自然現象					故意・過失	他物接触	他事故及						
		製作 不完 全	施工 不完 全	保守 不完 全	自然 劣 化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山崩れ・ 雪崩	塩・ちり・ ガス	作 業 者 の 過 失	公衆の故意・ 過失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社	
発電機	電機子巻線																		
	界磁巻線																		
	軸受																		
	励磁装置																		
	その他																		
	計																		
主要変圧器	巻線																		
	ブッシング																		
	冷却装置																		
	電圧調整装置																		
	その他																		
	計																		
風力機	ブレード																		
	増速器																		
	ハブ																		
	主軸																		
	支持物																		
	その他																		
	計																		
	調相機																		
	接地装置																		
	避雷器																		
	電力用コンデンサー																		
	分路リアクトル																		
	限流リアクトル																		
	誘導電圧調整器																		
	負荷時電圧調整器																		
	負荷時電圧位相調整器																		
	周波数変換機器																		
	整流機器																		
	逆変換装置																		
	油入遮断器																		
	がいし型遮断器																		
	空気遮断器																		
	磁気遮断器																		
	ガス遮断器																		
	その他遮断器																		
	開閉器																		
	断路器																		
	所内変圧器																		
	起動用変圧器																		
	非常用予備発電装置																		
	計器用変成器																		
	計器・継電器類																		
	主要回路																		
	補助回路																		
	制御回路																		
	制御電源装置																		
	その他																		
	合計																		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第8表 蓄電所 事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分																			事業者名：						
		設備不備		保守不備		自 然 現 象							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計						
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩・ちり・ガス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社									
主要変圧器	巻線																										
	ブッシング																										
	冷却装置																										
	電圧調整装置																										
	その他の計																										
	調相機																										
	接地装置																										
	避雷器																										
	電力用コンデンサー																										
	分路リアクトル																										
	限流リアクトル																										
	誘導電圧調整器																										
	負荷時電圧調整器																										
	負荷時電圧位相調整器																										
	周波数変換機器																										
	整流機器																										
	逆変換装置																										
	油入遮断器																										
	がいし型遮断器																										
	空気遮断器																										
	磁気遮断器																										
	ガス遮断器																										
	その他遮断器																										
	開閉器																										
	断路器																										
	電力貯蔵装置																										
	所内変圧器																										
	起動用変圧器																										
	非常用予備発電装置																										
	計器用変成器																										
	計器・継電器類																										
	主要回路																										
	補助回路																										
	制御回路																										
	制御電源装置																										
	集電箱																										
	その他																										
	合計																										

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第9表 変電所事故被害数表

年度分

事業者名：

原 因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害					故意・過失		他物接触	他事故波及		火 災	そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触				
主要変圧器	巻 線																		
	ブ ッ シ ン グ																		
	冷 却 装 置																		
	電 圧 調 整 装 置																		
	そ の 他																		
	計																		
周波数変換機器	変 圧 器																		
	パ ル ブ																		
	制 御 装 置																		
	直 流 リ ア ク ト ル																		
	高 周 波 フ ィ ル タ																		
	計																		
	調 相 機																		
	接 地 装 置																		
	避 雷 器																		
	電 力 用 コ ン デ ン サ ー																		
	分 路 リ ア ク ト ル																		
	誘 導 電 圧 調 整 器																		
	負 荷 時 電 圧 調 整 器																		
	油 入 遮 断 器																		
	が い し 型 遮 断 器																		
	空 気 遮 断 器																		
	磁 気 遮 断 器																		
	ガ ス 遮 断 器																		
	そ の 他 遮 断 器																		
	開 閉 器																		
	断 路 器																		
	電 力 貯 蔵 装 置																		
	所 内 変 圧 器																		
	計 器 用 変 成 器																		
	計 器 ・ 継 電 器 類																		
	主 要 回 路																		
	補 助 回 路																		
	制 御 回 路																		
	制 御 電 源 装 置																		
	建 物																		
	そ の 他																		
	合 計																		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第10表 送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表

事業者名：

事故状況	原因	事故 件数	全 分率 (%)	原因別																		計	電圧別 (KV)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				設備不備		保守不備		自然災害		過電・過熱		接触・短絡		車歩道侵入		その他		500	100	10	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				製作不良	保守不良	自然発生	風害	洪水	雷害	山崩・土石流	雷害	高電圧の侵入	過電	過熱	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡						接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
事故状況	原因	事故 件数	全 分率 (%)	製作不良	保守不良	自然発生	風害	洪水	雷害	山崩・土石流	雷害	高電圧の侵入	過電	過熱	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡	接触・短絡</

備考1 百分率の算出結果については、小数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2 距離の大きさは、日本標準規格A3とすること。
3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第11表 高圧配電線路事故件数表

原因		年度分																		事業者名：					百分率 (%)	
		設備不備		保守不備		自然災害								故意・過失		他物接触		他事故波及		火	その他	不明	合計			
		製作 不完 全	施工 不完 全	保守 不完 全	自然 劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・ 雪崩	塩・ちり・ ガス	作業者の 過失	公衆の故意・ 過失	伐木	樹木 接触	鳥獣 接触	その他の 他物接触					自社		他社
被害箇所																										
架空電線路	支持物	鉄塔																								
		鉄筋コンクリート柱																								
		鉄柱																								
		木柱																								
		腕木																								
		がいし																								
		電線																								
電線路		変圧器																								
		開閉器																								
		断路器																								
		がいし型開閉器																								
		電力用コンデンサー																								
		避雷器																								
		その他																								
地中電線路		被害なし																								
		計																								
		百分率(%)																								
		ケーブル																								
地中電線路		接続箱																								
		ケーブルヘッド																								
		その他																								
		計																								
合計																										

備考1 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。
3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

事業者名：

備考1	同時に2名以上選出された場合は、当該大企業は選出結果の大きい方の項に点数を上し、該当するそれぞれの項に「○」を記載する数を記載すること。 選挙関係は、当該電気事業者の所属に該当しない場合は、当該電気事業者が知り得た範囲で百分率の数字を記載すること。 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨入とし、第1位にと定める。 増減の大きさは、日本電気規格A3とすること。 本表は、第1表において、本表と関係する記載がない場合は、報告することを要しない。
-----	---

事業者名：

備考1 同時に2名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に件数を計し、該当するそれぞれの項に()で死者数を記載すること。

備考2 乗客設備は、当該電気事業者の係員に係る乗用電車等物件について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

備考3 百分率の算出結果については、小数第2位を四捨五入し、第1位にとり定める。

4 用電の大きさは、日本産業規格A3とすること。

5 死者は、第1表において、左表と関係する欄に記録しない場合は、報告することを要しない。

5 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第 1 3 表 事故発生箇所別供給支障事故件数表

供給支障 事故発生箇所		年度分																				事業者名：	
		10分未満				10分以上30分未満				30分以上1時間未満				1時間以上3時間未満				3時間以上				総 件 数	支 障 再 生 事 件 数
		7,000kV 未満	7,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	7,000kV 未満	7,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	7,000kV 未満	7,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	7,000kV 未満	7,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	7,000kV 未満	7,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上		
		70,000kV 未満	70,000kV 以上	100,000kV 以上	100,000kV 以上	70,000kV 未満	70,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	70,000kV 未満	70,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	70,000kV 未満	70,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上	70,000kV 未満	70,000kV 以上	70,000kV 以上	100,000kV 以上		
発電所	水力																						
	火力																						
	燃料電池																						
	太陽電池																						
	風力																						
計																							
蓄電所																							
変電所																							
送配電線路 及設備	架空																						
	地中																						
	計																						
高圧配 電線路	架空																						
	地中																						
	計																						
低圧配電線路																							
需要設備																							
他社事故波及(被害なし)																							
合計																							
他社 事故 発生 箇所	電気事業者																						
	自家用電気工作物 が影響する者																						

備考 1 主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第 3 条の規定に基づき報告した供給支障事故をいう。
2 調査設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
4 本表は、第 1 表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第14表 需要家停電統計
年度分

事業者名：_____

種 別	事 故 停 電			作業停電	合 計	算出方法
	一 般	自然災害	計			
停電時間 (分)	電 源 側					
	高圧配電線路					
	低圧配電線路					
	計					
一年間 需要家 回数 (回)	電 源 側					
	高圧配電線路					
	低圧配電線路					
	計					
一年間 需要家 時間 (分)	電 源 側					
	高圧配電線路					
	低圧配電線路					
	計					

備考 1 この表は、低圧で受電する電気の利用者について記載している。

2 電源側には、発電所、蓄電所、変電所、送電線路及び特別高圧配電線路に係るものを記載すること。

3 一需要家当たり年間停電回数(回)及び一需要家当たり年間停電時間(分)は、下式により算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{一需要家当たり年間停電回数(回)} &= \frac{\text{停電低圧電燈需要家口数}}{\text{期首低圧電燈需要家口数}} \quad (\text{少数第3位を四捨五入し、第2位にとどめる。}) \\
 \text{一需要家当たり年間停電時間(分)} &= \frac{\text{停電時間(分)} \times \text{停電低圧電燈需要家口数}}{\text{期首低圧電燈需要家口数}} \quad (\text{少数第1位を四捨五入し、整数を表示する。})
 \end{aligned}$$

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第2条関係）

第1表 自家発電施設運転実績（発電所）
上
年度 第分
下

事業者名	住所	発電所名
連絡先担当者氏名	電話番号	電子メールアドレス
送電地の有無		

月別	最大出力 (kW)	実売出力 (kW)	発電電力量 (kWh)	管内及び損失電 力量 (kWh)	電気事業者等への送電電力量 (kWh)			自家消費電力量 (kWh)
					電気事業者	特定供給の相手 方	その他事業者	合 計
4月			()	()				< >
5月			()	()				< >
6月			()	()				< >
7月			()	()				< >
8月			()	()				< >
9月			()	()				< >
計			()	()				< >
10月			()	()				< >
11月			()	()				< >
12月			()	()				< >
1月			()	()				< >
2月			()	()				< >
3月			()	()				< >
計			()	()				< >
合 計			()	()				< >

出力変更の要因	運転停止期間及び停止理由
---------	--------------

備考
1 燃料の種類欄には、火力発電に用いた燃料の種類を記載すること。
2 当該発電所電気の供給がコージェネレーション（ガスエンジン等）を別動力として発電し、当該発電に伴って発生する排熱を回収してこれを熱源として利用するシステムをいう。
3 出力の変更等があった場合は、実売出力の欄に前月からの増減出力を記入するとともに、出力変更の要因の欄に新設、増設、廃止等を明記すること。
4 発電電力量欄の上段の（ ）内には、火力のうちのベースに属する電力量を再掲し、下段の（ ）内には、火力発電のうち増減動に属する電力量を再掲すること。
5 < > については、電気事業法第37条第1項の規定に基づき指定された卸電力取引所を通じての取引により送電した電力量を再掲すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 自家消費電流運転半期報（蓄電池）
上
年度 期分
下

事業者名

住所

蓄電池名

連絡先担当者氏名

電話番号

電子メールアドレス

月別	最大出力 (kW)	定更出力 (kW)	容量 (kWh)	定更容量 (kWh)	充電電力量 (kWh)	放電電力量 (kWh)	蓄電池内及び損失電力量 (kWh)	電気事業者等への送電電力量 (kWh)			自家消費電力量 (kWh)	
								電気事業者	特定供給の相手方	その他事業者		
4月											<	>
5月											<	>
6月											<	>
7月											<	>
8月											<	>
9月											<	>
計											<	>
10月											<	>
11月											<	>
12月											<	>
1月											<	>
2月											<	>
3月											<	>
計											<	>
合 計											<	>

出力又は容量の変更の要因

運転停止期間及び停止理由

備考

1

出力又は容量の変更等があった場合は、変更出力又は変更容量の欄に前月からの増減を記入するとともに、出力又は容量の変更の要因の欄に新設、増設、廃止等を明記すること。

2

< >内には、電気事業法第97条第1項の規定に基づき指定された卸電力取引所を通じた取引により送電した電力量を再掲すること。

3

蓄電用の合置用電気工作物について、発電用の自家用電気工作物と一体で運用されていて、電気事業者等への送電電力量、自家消費電力量を蓄電用の自家用電気工作物単独では把握できない場合は、自家消費電流運転半期報にまとめて記載すること。

4

所収の大きさは、日本産業規格A4とすること。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上
変圧器の使用状況調査年報

年 月 日現在

事業者名

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上
変圧器の台数及び容量

台

k V A

- 備考 1 毎年度3月末日における状況で集計すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月分

小売電気事業者名

1 販売電力量・販売額・契約口数

供給 区域	特別高圧			高圧			低圧						その他需要	
							電灯			電力				
	販売電力量 (10³kWh)	販売額 (千円)	契約 口数	販売電力量 (10³kWh)	販売額 (千円)	契約 口数	販売電力量 (10³kWh)	販売額 (千円)	契約 口数	販売電力量 (10³kWh)	販売額 (千円)	契約 口数		販売電力量 (10³kWh)
北海道														
東北														
東京														
中部														
北陸														
関西														
中国														
四国														
九州														

沖縄													
合計													

2 特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給 区域	特定小売供給約款による供給の販売額 (千円)		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

- 備考 1 みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、2については記載する必要はない。
- 2 みなし小売電気事業者は、2に加えて1についても記載すること。また、1においては特定小売供給を含めた数値を記載すること。
- 3 1においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。
- 4 その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。
- 5 2の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行っている旧供給区域を記載すること。
- 6 沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。
- 7 検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行っている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。
- 8 販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第2項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第2表 低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月～ 月分

小売電気事業者名

			1	2
メニュー名				
供給区域				
適用開始日				
料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに○を記入)	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
燃料費調整の有無				
契約事務手数料等	契約事務手数料等の有無			
	契約事務手数料等の金額（円）			
契約期間・違約金等	契約期間			
	違約金等の定めの有無			
	違約金等の金額（円）又はその設定方法			

長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無		
	割引金額（円／月）		
	長期契約割引の適用に必要な契約期間		
	上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法		
その他の割引	長期契約割引以外の割引の金額（円）及びその設定方法		
小売供給の特性とする事項	電源の種類等を小売供給の特性とする契約条項の有無		
	契約条項の内容		
セット販売	他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無		
	セットで販売される商品・役務		

- 備考 1 契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
- 2 契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）ごとに記載すること（ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位3件以内の料金メニューに限って記載すること。）。
- 3 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 4 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等を含めること。
- 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭

的負担（違約金の支払、預り金の没収等）は全て違約金等を含めること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第 3 表ー1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日

年度分 小売電気事業者名

1 特別高圧・高圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		
電圧区分		
料金設定方法の概要		
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容		
年間販売電力量 (kWh)		

2 低圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の料金設定方法、販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		

料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに○を記入)	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容				
年間販売電力量 (kWh)				

- 備考 1 小売料金メニューごとに記載すること。
2 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 3 表ー 2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日

		年度分						小売電気事業者名
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量 (kWh)	年度合計							

- 備考
- 1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気ごとの電力量（再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約以外に基づいて供給する電力量も含む。）を記載すること。
 - 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第8条第1項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
-

第4表 インバランス発生状況

年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月分

一般送配電事業者名

1. 対象事業者名等

対象事業者名	
バラnsingグループ名	
バラnsingグループコード	
対象事業者とバラnsingグループを形成する他の事業者名	
実同時同量制度の選択の有無	

2. インバランス発生状況

日	時間帯	インバランス発生電力量 (kWh)		インバランス精算単価
		発電側	小売側	
1日	0:00～0:30			
	0:30～1:00			
	1:00～1:30			
	1:30～2:00			
	2:00～2:30			
	2:30～3:00			
	3:00～3:30			
	3:30～4:00			
	4:00～4:30			
	4:30～5:00			
	5:00～5:30			
	5:30～6:00			
	6:00～6:30			
	6:30～7:00			
	7:00～7:30			
	7:30～8:00			
	8:00～8:30			
	8:30～9:00			

	9 : 00 ~ 9 : 30			
	9 : 30 ~ 10 : 00			
	10 : 00 ~ 10 : 30			
	10 : 30 ~ 11 : 00			
	11 : 00 ~ 11 : 30			
	11 : 30 ~ 12 : 00			
	12 : 00 ~ 12 : 30			
	12 : 30 ~ 13 : 00			
	13 : 00 ~ 13 : 30			
	13 : 30 ~ 14 : 00			
	14 : 00 ~ 14 : 30			
	14 : 30 ~ 15 : 00			
	15 : 00 ~ 15 : 30			
	15 : 30 ~ 16 : 00			
	16 : 00 ~ 16 : 30			
	16 : 30 ~ 17 : 00			
	17 : 00 ~ 17 : 30			
	17 : 30 ~ 18 : 00			
	18 : 00 ~ 18 : 30			
	18 : 30 ~ 19 : 00			
	19 : 00 ~ 19 : 30			
	19 : 30 ~ 20 : 00			
	20 : 00 ~ 20 : 30			
	20 : 30 ~ 21 : 00			
	21 : 00 ~ 21 : 30			
	21 : 30 ~ 22 : 00			
	22 : 00 ~ 22 : 30			
	22 : 30 ~ 23 : 00			
	23 : 00 ~ 23 : 30			
	23 : 30 ~ 24 : 00			
2 日	0 : 00 ~ 0 : 30			
(略)				
末日	23 : 30 ~ 24 : 00			

- 備考 1 対象事業者ごとに記載すること。ただし、バランスンググループを形成している事業者については、バランスンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にバランスンググループの代表者名を記載すること。
- 2 バランスンググループ名及び対象事業者とバランスンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がバランスンググループを形成している場合のみ記載すること。
- 3 対象事業者とバランスンググループを形成する他の事業者名の欄には、小売バランスンググループを形成する場合のみ記載すること（ただし、発電バランスンググループの場合には記載は不要。）。
- 4 インバランス発生電力量の欄には、余剰インバランスが発生した場合には正の値を、不足インバランスが発生した場合には負の値を記載すること。
- 5 事業者が計画値同時同量制度を選択している場合には、発電側の欄には実発電量と計画発電量の差を、小売側の欄には計画需要量と実需要量の差を記載すること。また、事業者が実同時同量制度を選択している場合には、小売側の欄に実需要量と供給量の差を記載すること。
- 6 インバランス精算単価の欄には、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定される数値を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第5表 電気事業者の契約状況 _____ 年 ____ 月 ____ 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

_____ 年 ____ 月分一般送配電事業者名 _____

1. 小売供給の契約口数

契約口数（月末時点）

2. 新規契約及び解約件数

小売供給を行う者	変更内容		件数
一般送配電事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	

一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	
その他の小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	

3. 月間の小売電気事業者の変更件数

変更前	変更後	件数
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	その他の小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	その他の小売電気事業者	

- 備考 1 小売供給の契約口数の欄には、低圧需要に関する口数（離島供給及び最終保障供給を含む。）を記載すること。
- 2 再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。
- 3 新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。
- 4 廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。
- 5 撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。
- 6 一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者とは、電気事業者の契約状況の報告義務を負う一般送配電事業者の供給区域と重なる旧供給区域において特定小売供給を行うみなし小売電気事業者をいう。
- 7 その他の小売電気事業者とは、一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。
- 8 検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用い

て行っている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて
月ごとの合計値を算出して記載すること。

- 9 1. の契約口数については、報告月の月末における情報を記載し、
2. 及び3. の件数の欄には報告月の月ごとの合計を記載すること。
 - 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
-

様式第12（第2条関係）（平28経産令07・追加、令元経産令17・一部改正）
第1表—1 スポット市場取引情報（通常入札）
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分														
時間帯	事業者名	入札区域	約定価格	約定量	注文 価格1	注文量1	注文 価格2	注文量2	注文 価格3	注文量3	注文 価格4	注文量4	注文 価格5	注文量5
					注文 価格6	注文量6	注文 価格7	注文量7	注文 価格8	注文量8	注文 価格9	注文量9	注文 価格10	注文量10
					注文 価格11	注文量11	注文 価格12	注文量12	注文 価格13	注文量13	注文 価格14	注文量14	注文 価格15	注文量15
					注文 価格16	注文量16	注文 価格17	注文量17	注文 価格18	注文量18	注文 価格19	注文量19	注文 価格20	注文量20
					注文 価格21	注文量21	注文 価格22	注文量22	注文 価格23	注文量23	注文 価格24	注文量24	注文 価格25	注文量25
					注文 価格26	注文量26	注文 価格27	注文量27	注文 価格28	注文量28	注文 価格29	注文量29	注文 価格30	注文量30

備考 1 時間帯の欄には、スポット市場において入札又は約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
2 注文量の欄には、買入札の場合には正の値を、売入札の場合には負の値を記載すること。
3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
4 約定価格とは、卸電力取引所において公表されるシステムプライスをいう。また、市場分断処理が行われた場合には、区域ごとのエリアプライスを記載すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第1表ー2 スポット市場取引情報（ブロック入札）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分

時間帯	事業者名	入札区域	入札価格	入札量	約定量

- 備考 1 時間帯の欄には、ブロック入札において入札又は約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
- 2 入札価格の欄には、買い入札の場合には正の値を、売り入札の場合には負の値を記載すること。
- 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第1表ー3 スポット市場取引情報（先渡約定分）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分

年月日	時間帯	事業者名	入札区域	約定量

- 備考 1 時間帯の欄には、先渡市場において約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
- 2 約定量の欄には、買い約定量は正の値を、売り約定量は負の値を記載すること。
- 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第2表 一時間前市場取引情報

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分

時間帯	入札地域	事業者名	約定量	
			買い	売り

- 備考 1 事業者ごとに記載すること。また、同一事業者の入札であっても入札地域が異なる場合には、別々に記載すること。
- 2 時間帯の欄には、一時間前市場において約定結果が生じた30分単位

のコマを全て記載すること。

3 約定量の欄には、30分単位のコマごとに、取引開始時から取引終了時までの事業者ごとに総約定量を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 3 とすること。

第 3 表 先渡市場取引情報

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分								
時間帯	商品名	事業者名	入札区域	入札区分	入札価格	入札量	約定価格	約定量

- 備考 1 時間帯の欄には、先渡市場において約定結果が生じた30分単位のコマを全て記載すること。
- 2 入札区域の欄には、事業者が入札を行う供給区域を記載すること。
なお、供給区域は一般送配電事業者による供給区域を基準とする。
- 3 同一事業者の入札であつても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
- 4 入札区分の欄には、買入札の場合には「買」、売入札の場合には「売」と記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 3 とすること。

様式第12の2(第2条関係)

溶接自主検査年報
年度分

事業者名 _____
発電所名 _____

検査実施日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査結果に基づく補修等の内容	溶接施工工場の名称及び住所	記録の保存場所	備考

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 備考の欄には、原動力設備の種類、使用前自主検査及び定期自主検査の対象設備の有無、輸入品の有無を記載すること。

様式第12の3 (第2条関係) (平29経産令32・追加、令元経産令17・一部改正)

年 月 日

経済産業大臣 殿

特定卸供給関係取引月報

年 月分

事業者名 _____

1. 特定卸供給

		契約kW数	取引電力量(10 ³ kWh)
対象事業者名			
バランスンググループ名			
対象事業者とバランスンググループを形成する他の事業者名			

2. 調整力のうち需要抑制によって得られた電気

対象事業者名	契約kW数	取引電力量(10 ³ kWh)

- 備考 1 対象事業者ごとに記載すること。ただし、バランスンググループを形成している事業者については、バランスンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にバランスンググループの代表者名を記載すること。
- 2 バランスンググループ名及び対象事業者とバランスンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がバランスンググループを形成している場合のみ記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12の4 (第2条関係)

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所	
電気事業者の名称 及び代表者の氏名	
連絡先担当者の氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	

市町村別発電年報

年 度 分

署名者名

年月	都道府県名	市区町村名	電源種別	契約地点数	最大受電電力 (kW)	送電容量 (10 ³ kWh)	備考
----	-------	-------	------	-------	----------------	-------------------------------	----

- 備考 1 市町村別及び電源種別に各年月分の実績値を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12の5（第2条関係）
経済産業大臣 殿

平成27年 月 日

住 所	
電気事業者の名称	
及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
職 務	
電子メールアドレス	

電気事業者区分	○
一般送配電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	

市町村別需要年報
年度分

事業者名

年月	都道府県名	市町村名	小売電気事業者名	特別高圧需要電力 (10 ⁶ kWh)	高圧需要電力 (10 ⁶ kWh)	低圧需要電力 (10 ⁶ kWh)	需要電力合計 (10 ⁶ kWh)	備考

備考 1 市町村別及び小売電気事業者別毎半年分の実績を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第12の6（第2条関係）

特定計量関係取引年報
年度

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

1. 特定計量における取引等に係る事項

型名	製造事業者名	精度階級	取引規模（kW）	取引件数（件）

2. 検査主体の適切性の維持

--

3. 使用している電気計器の運用状況

--

4. 苦情の件数及びその対応状況

業務 フロー	苦情の内容	件数 (件)	改善措置の内容
営業・契約	不適切な営業活動		
	契約内容の不満		
	クーリングオフできない		
	工事の不良		
	その他（ ）		
運用・決済	計量値の不信		
	制御の問題		
	誤請求		
	その他（ ）		
サポート・解約	不誠実な問合わせ対応		
	技術的な不具合		
	解約ができない		
	高額な解約手数料		
	その他（ ）		
その他			

5. 電気計器等の異常（故障等）の件数及びその対応状況

件数（件）	改善措置の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12の7(第2条の2関係)

大規模契約解約等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住	所	
小 売 電 気 事 業 者 名 及 び 登 録 番 号		
登 録 特 定 送 配 電 事 業 者 名 及 び 登 録 番 号		
取 次 業 者 名		
連 絡 先 担 当 者 氏 名		
電 話 番 号		
電 子 メ ー ル ア ド レ ス		

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、その締結する小売供給契約又は小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を九十日以内(以下「特定期間内」という。))において同号に定める数以上行うので提出します。

(需要家に申入れした内容)

1. 解約等の申出を開始する年月日	
2. 供給を停止する年月日	
3. 解約等を行う理由	
4. 苦情や問い合わせの連絡先	
5. 最終保障供給等の提供事業者	

(小売供給契約等の解約等の状況)

特定期間内において解約等の申入れを行う数、供給区域			
	低 圧 契 約	高 圧 契 約	特 別 高 圧 契 約
解 約 等 の 数			
供 給 区 域			

(その他参考となるべき事項)

--

- 備考
- 1 解約等とは、解除若しくは解約すること又は契約の更新を行わないことをいう。
 - 2 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
 - 3 小売供給契約等とは、小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
 - 4 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
 - 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-

様式第12の8(第2条の2関係)

大規模休廃止報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住	所
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
連絡先担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第2号の規定に基づき、小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

(需要家に周知する内容)

1. 供給を停止する年月日	
2. 休止しようとする場合にあっては、その期間	
3. 休廃止を行う理由	
4. 苦情や問い合わせの連絡先	
5. 最終保障供給等の提供事業者	

(休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況)

休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域			
	低圧契約	高圧契約	特別高圧契約
小売供給契約数			
販売電力量 (10 ³ kWh)			
供給区域			

(その他参考となるべき事項)

-
- 備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
- 2 小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。
- 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
- 4 販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。
- 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第13（第3条関係）（平16経産令27・全改、平21経産令9・旧様式第11線下、平27経産令9・旧様式第12線下、平28経産令67・旧様式第11線下、令元経産令17・一部改正）

電 気 関 係 事 故 報 告	
1. 件 名：	
2. 報告事業者	
1) 事業者名（電気工作物の設置者名）：	
2) 住所：	
3. 発生日時：	
4. 事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）：	
5. 状 況：	
6. 原 因：	
7. 被害状況	
1) 死傷：有・無	
内容：	
2) 火災：有・無	
内容：	
3) 供給支障：有（供給支障電力、供給支障時間）・無	
内容：	
4) その他（上記以外の他に及ぼした障害）	
内容：	
8. 復旧日時：	
9. 防止対策：	
10. 主任技術者の氏名及び所属（保安管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報）：	
11. 電気工作物の設置者の確認：有・無	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。	

様式第13の2 (平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

--

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の3 (平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の4 (平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
廃止理由	1:老朽取替・廃止 2:損壊・焼損 3:P C B洗浄 4:その他 ()							
廃止内容								

(その他参考となるべき事項)

--

備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。

2 廃止理由が「P C B洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の5 (平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

--

備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の6（平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書

年 月 日

殿

住 所〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

（事業場に関する事項）

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	T E L
電気主任技術者等の氏名	（選任又は外部委託（電気保安法人又は電気管理技術者）の別）
電気主任技術者等の連絡先	T E L

（その他参考となるべき事項）

--

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名（法人にあつては名称）

事業場の名称

（電気工作物に係る事項）

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考

- 備考
- 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
 - 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかな場合にあっては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
 - 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 14 （第 6 条関係）（平28経産令67・追加、令元経産令17・一部改正） 取引会員情報
年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿
年 月 日時点

	事業者名	登録日
1		
2		

- 備考 1 登録日の欄には、卸電力取引所の会員として登録された日付を記載すること。
- 2 本表の記載時点における全ての卸電力取引所の会員の情報を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。